

長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、軽度認知障害及び認知症の高齢者の認知症状の悪化予防、その家族の介護負担の軽減並びに地域での認知症啓発を目的として認知症カフェ（オレンジカフェ）（以下「認知症カフェ」という。）を設立する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において「認知症カフェ」とは、軽度認知障害及び認知症の高齢者、その家族並びに地域住民の誰もが気軽に集い、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換等を目的として、主体的に参加できる活動拠点であり、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たすものをいう。

(1) 会場及び環境 次に定める要件

- ア 長野市内に10人以上が活動できるスペース（拠点）を設けること。
- イ 駐車場が確保されている等、利用者が参加しやすいこと。
- ウ カフェ形式に机等を配置し、安心して参加できる雰囲気であること（和洋のスタイルは問わない）。

(2) 開催頻度等 次に定める要件

- ア 月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること。
- イ 開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、周知すること。
- ウ 3年以上継続して実施すること。

(3) 目標 次に定める要件

- ア 軽度認知障害及び認知症の高齢者にとって、自ら活動し楽しめる場所であること。
- イ 家族介護者にとって、わかり合える人と出会う場所であること。
- ウ 地域住民にとって、住民同士の交流の場及び認知症に対する理解を深める場であること。

(4) 連携 次に定める要件

- ア 市民ボランティア（キャラバン・メイト、認知症サポーター及び一般市民）の積極的な参加を促進すること。
- イ 長野市地域包括支援センターを通じてケアマネジャー等へ周知し、利用者の拡大を図ること。
- ウ 軽度認知障害及び認知症の高齢者並びにその家族からの相談に対応できる人員を配置すること（長野市地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所等の職員による専門相談が望ましい）。
- エ 地区住民自治協議会と連携し、地域住民からの支援に努めること。

(5) 評価等 次に定める要件

ア 毎回終了後に、参加者の構成及び人数を記録すること。

イ 毎回終了後に、実施内容を評価すること。

(6) 実施内容 次に定める要件

ア 宗教的又は政治的活動を伴わない内容であること。

イ 法令及び公序良俗に反しない内容であること。

(7) 留意事項 次に定める要件

ア 軽度認知障害及び認知症の高齢者並びにその家族の個人情報及びプライバシーの尊重・保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

イ 茶菓子等を提供するときは衛生管理に十分留意し、食品を提供するときは食品衛生管理者となることができる人員を配置すること。

ウ 市と協働して、認知症施策の推進に努めること。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。ただし、認知症カフェの実施について、市から他の補助金等の交付を受けている者を除く。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 暴力団又は暴力団員の統制下でない者

(4) 原則として年度内に新たに認知症カフェを実施する者

(5) 事業を着実に実行でき、適切な事業運営が確保できると市長が認める者

(補助金の補助対象経費)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2に規定する認知症カフェの設立に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 会場の賃借料、使用料、光熱水費、機材の借上げ費等の費用

(2) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費

(3) 交付対象者の構成員による会合の飲食費

(4) 交付対象者の構成員に対する人件費及び謝礼

(5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金の補助率及び限度額)

第5 補助金の補助率は、補助対象経費の10分の10以内とし、補助金の額は、1箇所につき20万円を限度とする。

2 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認知症カフェの位置図及び写真等

(2) 補助事業に係る見積書の写し

- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助事業の内容の変更等)

第7 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書式を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業変更承認申請書（様式第2号）
- (2) 補助事業を廃止しようとするとき 長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業廃止承認申請書（様式第3号）

2 前項第1号の申請書には、第6第2項各号に掲げる書類のうち変更事項に係るものを添えて提出するものとする。

(実績報告)

第8 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第9 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

2 概算払により補助金の交付を受けようとするときは、長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金概算払請求書（様式第6号）によるものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年長野市告示第 453号）

この要綱は、平成26年6月30日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（令和3年12月27日長野市告示第 650号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。

様式第1号（第6関係）

長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金交付申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年度において、長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業の完了予定年月日
- 4 関係書類
 - (1) 認知症カフェの位置図及び写真等
 - (2) 補助事業に係る見積書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7関係）

長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業変更承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた 年度長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業を下記のとおり変更したいので、承認してください。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 その他
- 4 関係書類
 - (1) 認知症カフェの位置図及び写真等
 - (2) 補助事業に係る見積書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類のうち、変更事項に係る書類

様式第3号（第7関係）

長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業廃止承認申請書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定のあつた 年度長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業の内容を下記のとおり廃止したいので、承認してください。

記

1 補助事業の廃止の理由

2 補助事業の遂行状況

3 その他

様式第4号（第8関係）

長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金実績報告書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定
のあった 年度長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業を下記のとおり実施しました。

記

- 1 事業の内容

- 2 事業の完了年月日

- 3 関係書類
 - (1) 補助事業に係る領収書の写し
 - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9関係）

長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金交付請求書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度補助金を下記のとおり交付してください。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 確 定 額 | 円 |
| 2 | 概算払を受けた額 | 円 |
| 3 | 請 求 額 | 円 |
| 4 | 送 金 先 | |

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 農 協 店 所										
口 座 の 種 類	当 座 普通預金										
(フリガナ) 口 座 の 名 義											
口 座 番 号	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										

様式第6号（第9関係）

長野市認知症カフェ（オレンジカフェ）設立資金助成事業補助金概算払請求書

年 月 日

長野市長 宛

住 所

氏 名

連絡先（電話）

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で交付決定のあつた
年度補助金について、下記のとおり概算払をしてください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 請求額 円
- 3 送金先

金 融 機 関	銀 行 信用金庫 店 農 協 所										
口 座 の 種 類	当 座 普通預金										
(フ リ ガ ナ) 口 座 の 名 義											
口 座 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										